

船舶事故調査報告書

令和4年6月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	令和3年2月25日 06時00分ごろ
発生場所	千葉県銚子市 <small>いぬぼう</small> 犬吠埼東方沖 犬吠埼灯台から真方位083°8海里（M）付近 （概位 北緯35°43.5′ 東経141°01.9′）
事故の概要	漁船第二正福丸は、操業中、甲板員1人が落水し、行方不明となった。
事故調査の経過	令和3年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二正福丸、19トン CB2-65184（漁船登録番号）、有限会社正福丸（A社） 18.97m（Lr）×5.35m×1.90m、FRP ディーゼル機関、736kW（動力漁船登録票による）、平成15年5月
乗組員等に関する情報	船長 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月22日 免許証交付日 令和2年3月3日 （令和7年12月17日まで有効） 甲板員A 53歳
死傷者等	行方不明 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m、水温 約16℃ 日出時刻：06時11分ごろ
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか11人が乗り組み、網船として僚船5隻と船団（以下「A船団」という。）を構成し、令和3年2月24日21時00分ごろ銚子港を出港し、25日01時00分ごろ犬吠埼東方約8Mの漁場に到着して2そうまき網漁の操業を開始した。 A船団は、本船及びもう1隻の網船（以下「A船」という。）が投網を開始し、環締、揚網等の各作業の後、運搬船4隻への漁獲（まい

わし)の積取り作業が終了し、1日の制限量である150トンの漁獲を獲たので、本船及びA船から乗組員各5人が運搬船4隻に移乗し、04時~05時30分ごろの間に、順次、各運搬船が銚子港への帰航の途についた。(写真1参照)



写真1 A船団

本船及びA船は、網を挟んで、本船の左舷側及びA船の右舷側から網を引いた状態で、網の中に残った魚を網の外へ放流する目的で魚を船尾側の網へ寄せるようにそれぞれ網を引き揚げており、本船では左舷ブルワーク上に装備したサイドローラ付近に乗組員を配置し、各員共、甲板上に引き揚げた網の上に立って作業を行っていた。

本船の左舷側中央部で作業に当たっていた甲板員(以下「甲板員B」という。)は、突然、網が海中に引き込まれて甲板上の網が動き、自身よりも船尾側で作業を行っていた3人が網に足を取られて網上で仰向けに倒れており、そのうち最も船尾側で作業を行っていた甲板員Aの片方の足首に網の浮子綱につないだ浮き(以下「本件浮き」という。)のロープが絡んでいるのを認めた。(図1参照)

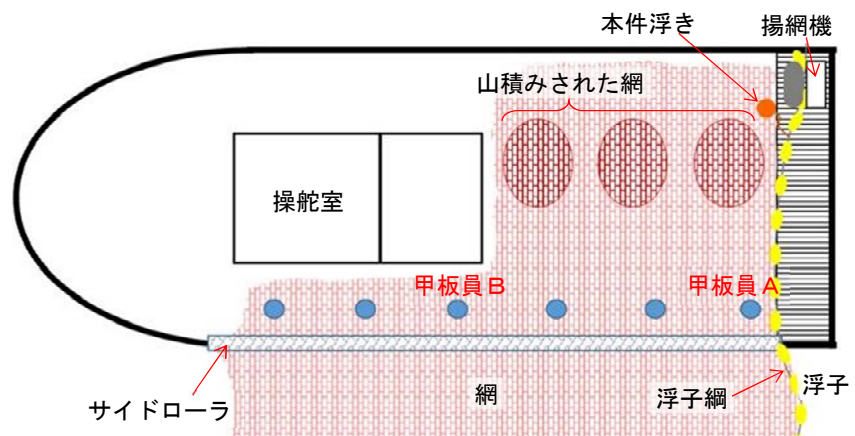


図1 乗組員の配置等の状況

甲板員Aは、網上に腰を下ろしたまま、絡んだロープを外そうとしていたところ、再び網及び浮子綱が海中に引き込まれ、本件浮きとともに片足が引かれてサイドローラ上にしがみついた体勢となり、06時00分ごろ、状況に気付いた甲板員Bが船尾側に移動して甲板員Aの着用するカッパをつかんで引き揚げようとしたが、更に同綱が引かれ

	<p>て落水し、海中に引き込まれた。</p> <p>本船及びA船は、乗組員が海面を捜索するとともに網及び本件浮きを引き揚げたが甲板員Aが浮上してこなかったため、船長が本事故の発生をA社に連絡して海上保安庁及び所属漁業協同組合への通報を依頼した。</p> <p>甲板員Aは、海上保安庁、A船団及び近隣船団による捜索が行われたものの発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船及びA船は、長さ約1,000m、深さ約100mの網を両船で半分に分けて積載しており、揚網時の目安として、直径約40cmの本件浮きが網の上辺に浮子を取り付けた網(浮子網)の中央付近に約1mのロープでつながれていた。(写真2参照)</p> <div data-bbox="635 761 1340 1182" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">写真2 本件浮き</p> <p>本船は、操業時、揚げた網を後部甲板右舷寄りに船首側から順に山積みしており、本事故当時、浮子網とともに引き揚げられた本件浮きが山積みされた網の船尾側に置かれていた。</p> <p>浮子網は、揚網時には右舷船尾部に装備された揚網機により引き上げて甲板上に固定されているが、本事故当時、網の中に残った魚を船尾側の同網を越えて放流するよう、揚網機を逆回転させて甲板上に繰り出されていた。</p> <p>船長及び甲板員Bは、本事故後、網の中にかなりの量の魚が残っており、それが船尾側の浮子網を越えて放流される際、同網が一気に沈み、甲板上の同網が海中に引き込まれたことで同網につながった本件浮きが跳ね、甲板員Aの足首に本件浮きのロープが絡んだと思った。</p> <p>甲板員Aは、平成27年頃から本船に乗り組んでまき網漁に従事しており、操業の際、ふだんから救命胴衣を着用しておらず、本事故当時、ヘルメット、カッパ、長靴等を着用していたものの、救命胴衣は着用していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>甲板員 A は、落水して行方不明となった。</p> <p>甲板員 A は、本船が犬吠埼東方沖で網の中に残った魚の放流作業中、浮子網が揚網機から甲板上に繰り出されている状況において、同網付近で作業を行っていたことから、魚が船尾側の浮子網を越えて放流される際に同網が一気に沈み、甲板上の同網が海中に引き込まれたことで同網につながった本件浮きが跳ねて足首に本件浮きのロープが絡み、再度海中に引き込まれた同網に引かれて落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員 A は、本事故当時、救命胴衣を着用していなかったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、日出前の薄明時、本船が犬吠埼東方沖で網の中に残った魚の放流作業中、甲板員 A が、浮子網が揚網機から甲板上に繰り出されている状況において、同網付近で作業を行っていたため、魚が船尾側の浮子網を越えて放流される際に同網が一気に沈み、甲板上の同網が海中に引き込まれたことで同網につながった本件浮きが跳ね、甲板員 A の足首に本件浮きのロープが絡み、再度海中に引き込まれた同網に引かれて落水したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A 社は、本事故後、本件浮きを撤去し、また、A 船団の乗組員に対し、救命胴衣の着用を徹底させた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まき網漁の従事者は、操業中、海中に引き込まれることが予想される浮子網等からできる限り離れること、また、足などに絡まるおそれのあるロープ等の配置に留意して適切に整理し、足元に十分注意しながら作業に当たること。 ・ 漁船の乗組員は、甲板上での作業中、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図

